

八幡平市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した結果について、同上第9項の規定により公表する。

令和2年8月28日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

記

第1 監査対象補助金等

- ① 八幡平市立松尾コミュニティセンター、八幡平市松尾ふれあい文化伝承館指定管理
- ② 社会福祉法人八幡平市社会福祉協議会補助金
- ③ 八幡平市中学校体育連盟補助金（震災復興支援事業）
- ④ 八幡平市中学校体育連盟補助金
- ⑤ 体育施設指定管理

第2 監査の執行日時、対象及び場所等

日 時	対象補助金等名称	監査区分	団体名 (担当課名)	監査会場
6月11日(木) 10:00~12:00	①	指定管理団体	八幡平市松尾地区地域振興協議会 (地域振興課)	団体事務所
6月11日(木) 13:30~16:30	②	財政援助団体	(福)八幡平市社会福祉協議会 (地域福祉課)	
6月12日(金) 10:00~12:00	③、④	財政援助団体	八幡平市中学校体育連盟 (教育総務課)	団体事務所
6月12日(金) 13:30~16:30	⑤	指定管理団体	(一社)八幡平市体育協会(地域振興課)	

第3 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 井上 辰男

第4 監査方法等

(1) 監査対象の選定

令和元年度において財政的援助等を与えている団体のうちから、監査委員合議により選定。

(2) 監査資料及び監査方法

財政援助団体等の監査の実施に当たっては、被監査団体から経営体制、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに補助金に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施するとともに、該当団体の責任者等から補助事業の実施状況、収支予算の執行状況及び補助効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行った。

なお、監査に当たっては次の点を主眼とし、八幡平市監査基準に準拠して実施した。

財政援助に係る監査事項

- ① 補助金の交付手続きに関すること。
 - ア 交付決定は、法令等の趣旨に基づき適正に行われているか。
 - イ 交付条件及び契約内容は適正か。
 - ウ 交付方法及び交付時期は適正か。
- ② 財政援助団体の事務事業の執行に関すること。
 - ア 目的に沿って事務事業が適正に実施され、十分効果が上げられているか。
 - イ 会計処理の内容は適正か。
 - ウ 事業報告書及び収支決算書は適正か。

公の施設の指定管理に係る監査事項

- ① 指定管理者の指定の手続きに関すること。
 - ア 指定管理者の指定は、法令等に根拠をおき、適正・公正に行われているか。
 - イ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
 - ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ② 指定管理者の事務事業の執行に関すること。
 - ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - イ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他事業との会計区分は明確になっているか。
 - ウ 事業報告書は適正に作成されているか。
 - エ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されているか。

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 八幡平市松尾地区地域振興協議会

① 「八幡平市立松尾コミュニティセンター」及び「八幡平市松尾ふれあい文化伝承館」の指定管理業務について

ア 預金通帳及び印鑑の保管・管理方法について【注意事項】

預金通帳及び印鑑の保管方法等について確認したところ、「預金通帳は手提げ金庫に保管し、印鑑と金庫の鍵はセンター長の机の引き出しに入れて保管している。」とのことであるが、その机には鍵が付いていないため無施錠の状態での保管となっている。不正事案の未然防止の観点から、預金通帳と印鑑は、金庫と鍵の掛かる引出しなどに分けて、別々に保管する必要がある。よって、速やかに改善措置を講じられたい。

(2) 八幡平市中学校体育連盟

① 八幡平市中学校体育連盟補助事業について

ア 補助金執行の証拠となる領収書の紛失について【注意事項】

令和元年7月13日～14日に奥州市で開催の県中総体バスケットボール大会に参加するにあたり、両日とも高速道路を利用して移動したが、初日(13日)の往復分の高速道路料金の領収書を紛失している。また、令和元年8月9日～10日に秋田市で開催の東北中学校水泳大会に参加した際には、大会参加費に係る領収書等を紛失している。参加した生徒の大会成績記録等の関連資料から、生徒や引率した先生の参加実態や支出した経費の額等については、確認可能であったが、補助金の精算においては、経費支払いの証拠書類として領収書の添付が必須であることを再認識のうえ、今後においては、領収書を紛失することのないよう厳重に保管するとともに、適正な補助事業の執行に努められたい。

イ 預金通帳及び印鑑の保管・管理方法について【注意事項】

預金通帳及び印鑑の保管方法等について確認したところ、「預金通帳と印鑑を同じ耐火金庫の中に保管し、鍵は、校長と副校長が管理している。」とのことであるが、不正事案の未然防止の観点から、預金通帳と印鑑は、耐火金庫と鍵の掛かる引出しなどに分けて、別々に保管する必要がある。よって、速やかに改善措置を講じられたい。

(3) 八幡平市体育協会

① 八幡平市体育協会指定管理業務について

ア 管理施設の改修について【注意事項】

八幡平市体育施設の管理に関する基本協定書第17条第2項には、「管理施設の改修については、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては八幡平市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施する」と規定してある。令和元年度において、当協会が実施した「総合運動公園体育館カーテンワイヤー」の修理について、電動レールの不具合により、カーテンの開閉ができなくなったことから、早急に修理が必要と判断して行ったものである。この際、業者から提示された概算額は10万円以下であったことから、見積徴収等の事務手続きを行わずに発注した。ところが、結果的に消費税を含んだ修理代が108,000円となり、10万円を超えたことによって、上記基本協定書の規定どおり、実施主体は、当協会ではなく、市ということになる。この原因は、当協会が業者から提示された「10万円以下」を安易に考え、「見切り発注」したことにある。今後においては、安易な判断をせずに、必要に応じて市との事前協議を踏まえて、適正な指定管理業務の執行に努められたい。

イ 預金通帳及び印鑑の保管・管理方法について【注意事項】

預金通帳及び印鑑の保管方法等について確認したところ、「預金通帳と印鑑は同じ金庫に保管しており、金庫の鍵は事務局長が保管している。職員は事務局長の許可を得てから開けることを申し合わせているが、誰でも開けられる状況にある。」とのことであるが、不正事案の未然防止の観点から、預金通帳と印鑑は、金庫と鍵の掛かる引出しなどに分けて、別々に保管する必要がある。よって、速やかに改善措置を講じられたい。